

2025年度造船関係事業資金
融資申請のごあんない



**THE NIPPON
FOUNDATION**

資金種別別実施要領

1. 利率と限度額

資金種類	貸付利率	融資利率	貸付金限度額
設備（※1）	0.01%	1.6%以内	20億円（※2）
一般運転	0.01%	1.6%以内	10億円（※3）

※1 「低・脱炭素船舶建造資金」（設備資金）は、別冊の「低・脱炭素船舶建造資金融資【応募の手引き】」を参照下さい（無利息融資制度です）。

※2 原則1年度20億円、特に必要と認めた場合は1年度40億円とする。

※3 原則1年度10億円、特に必要と認めた場合は1年度20億円とする。

2. 受付期間

- 1) 設備 第1回 2025年 5月 7日（水）～ 16日（金）※
 第2回 2025年 7月 1日（火）～ 2日（水）
 第3回 2025年10月 2日（木）～ 14日（火）※
 第4回 2026年 1月14日（水）～ 15日（木）

※第1回設備資金および第3回設備資金は、それぞれ下記の第1回運転資金および第2回運転資金と同時期・同地区受付となりますので、下記2)をご参照下さい。

- 2) 一般運転 …… 受付会場は地区別受付となります。

地区別	第 1 回	第 2 回
北海道・東北・関東 北陸信越・中部	2025年5月7日～8日	2025年10月2日～3日
近畿・神戸	9日	7日
中国・四国	今治会場 13日	今治会場 8日
	広島会場 14日	広島会場 9日
九州・沖縄	15日	10日
受付予備日（日本財団）	16日	14日

3. 貸付申込書の提出期日

- 1) 設備 第1回 2025年 5月 23日（金）
 第2回 2025年 7月 9日（水）
 第3回 2025年 10月 21日（火）
 第4回 2026年 1月 22日（木）


- 2) 一般運転 第1回 2025年 5月 23日（金）
 第2回 2025年 10月 21日（火）

4. 資金実行日（予定）

- 1) 設備 第1回 2025年 7月 11日（金）
 第2回 2025年 8月 21日（木）
 第3回 2025年 12月 11日（木）
 第4回 2026年 3月 12日（木）

- 2) 一般運転 第1回 2025年 7月 11日（金）
 第2回 2025年 12月 11日（木）

C O N T E N T S

融資制度について	1
融資の対象内容について	2
ご利用の手続き	3
融資金の借入のしくみ	4
「借入計画書」ご提出の際の留意点	5
「貸付申込書」ご提出の際の留意点	6
「金銭消費貸借契約証書」の取り扱いについて	7
「貸付申込書」「融資金の用途」	8~11
「取締役会議事録」 記載例	12
	
設備資金	13
一般運転資金	18
融資後の手続きについて	21
付録1 「造船関係事業資金貸付要綱」	32
付録2 「貸付制度一覧」	34

◆ 融資制度について ◆

日本財団がボートレースの収益金によって行う「2025年度造船関係貸付事業」は、造船関係事業を営む方々に対し、設備の近代化・合理化に必要な「設備資金」、経営基盤の安定化に必要な「運転資金」などを長期・低利で融資する制度です。

融資の方法は、造船関係事業を営んでいる方々のお申し込みにより、融資を必要とする資金を当財団が金融機関に貸付け、貸付けを受けた金融機関がその資金を事業者の方々に融資するという仕組みで行われます。

融資を希望される方々は、必要とされる資金種類の項目をよくお読み頂き、所定の書類をご作成のうえ、定められた期間内にご提出下さい。

◆ 融資の対象内容について ◆

設備資金	設備の新設・増設・改造を行うために必要な資金
一般運転資金	資材の仕入・販売・加工・製造または諸経費等の支払いに必要な資金
中小造船業 経営革新支援資金	「中小企業等経営強化法」に基づく承認を受けた経営革新計画又は認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画若しくは経営力向上計画に従って事業を実施するために必要な設備資金又は運転資金（詳細については、別途資料がありますのでお問い合わせ下さい。）
倒産防止緊急資金	国の要請に基づいて行われるもので、事業者の倒産を防止するために緊急に必要な資金
低・脱炭素船舶 建造資金	環境負荷低減に優れた船舶の建造に要する資金（無利息融資）

◆ ご利用の手続き ◆

相 談

- ① 金融機関に融資の相談をして下さい。申請には金融機関からの「融資内諾通知書」が必要となります。
- ② 所属する造船関係団体に対して「団体加入証明書」の発行手続きをして下さい。(船舶建造・修繕事業者の方々は、造船関係事業者が所属する「団体加入証明書」が必要となりますので、造船関係事業者へ依頼して下さい。)

お申し込み

- ① 事業者の方々は、所定の「借入計画書」(「融資内諾通知書」の添付が必要)並びに「連帯保証関係書類」(商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)・印鑑証明・取締役会議事録または株主総会議事録・定款)を当財団へご提出下さい。なお、造船関係団体から「団体加入証明書」が当財団へ発行されます。
- ② 金融機関は所定の「貸付申込書」及び「融資金の使途」を当財団へご提出下さい。

審 査

審査期間は受付後1ヵ月程度です。審査の結果、当財団から事業者の方々へ「決定通知書」により貸付金額・貸付条件等をお知らせ致します。金融機関に対しては、株式会社商工組合中央金庫(以下、「商工組合中央金庫」という)を通じてお知らせ致します。

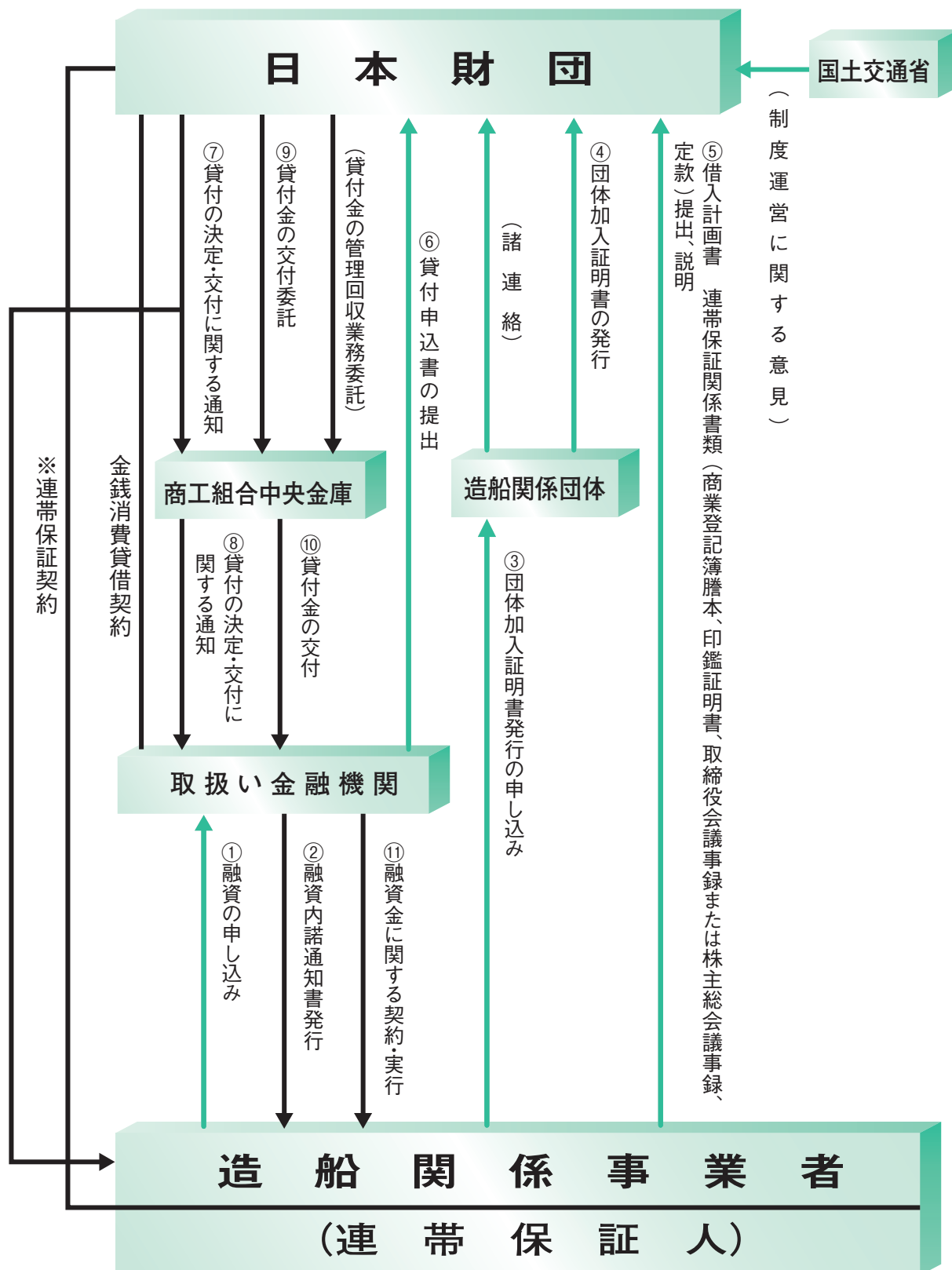
ご 融 資

- ① 資金交付は、お申し込みから2ヵ月程度です。
- ② 資金交付の前に、金融機関が当財団より借入れる資金について「金銭消費貸借契約」を当財団との間で締結する際、金融機関の債務についての連帯保証契約を当財団との間で締結して頂きます。
- ③ 資金実行は商工組合中央金庫を通じて金融機関に送金させて頂きます。送金を受けた金融機関から事業者の方々へ融資が行われます。

ご 報 告

所定の「報告書」を当財団へご提出下さい。

◆ 融資金の借入のしくみ ◆



(注)○内数字は手続順序を示す

◆ 「借入計画書」ご提出の際の留意点 ◆

「借入計画書」の作成について

「借入計画書」様式は別冊となります。所属団体もしくは当財団にお問い合わせ下さい。様式に直接記入、コピーに記入、様式に従ってパソコンを利用するなどしてご作成下さい。当財団のホームページにEXCEL書式を掲載していますのでご利用ください。<URL>https://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/shipbuilding_loan

「連帯保証関係書類」について

当財団に対する金融機関の当該貸付金に係る債務についての連帯保証人の確認をさせていただきます。以下の書類が必要となりますので、あらかじめご用意下さい。

なお、「借入計画書」提出後に代表者・印鑑等を変更した場合は、商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(個人事業者の場合は住民票)・印鑑証明書を速やかにご提出下さい。ご提出のない場合、貸付けの実行が遅れたり、実行ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

「連帯保証関係書類」に整合性がない場合は書類不備となり、「借入計画書」を受付けることが出来ませんのでご注意ください。

法人の場合

- ・ 連帯保証契約に係る取締役会議事録(写)、または株主総会議事録(写)
- ・ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
 - ：資金実行予定日より3ヵ月以上前に発行されたもの及びホッチキスを外した跡があるような場合は差替えとなりますのでご注意ください。
- ・ 印鑑証明書
 - ：資金実行予定日より3ヵ月以上前に発行されたものは差替えとなりますのでご注意ください。
- ・ 定款(写)
 - ：別に取締役会規則等の定めがある場合は添付して下さい。

《取締役会議事録》について

- 作成にあたっては、会社法の規定に従って下さい。記載例(P.12)をご参照下さい。
- 議事録には、経過の要領及びその結果(開会、提案、協議の要領と内容、閉会等)・決議方法(取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決議する)・署名押印(出席した取締役及び監査役全員)を行って下さい。
- 提出の際には原本証明を行って下さい。原本証明は印鑑証明登録印をご使用下さい。
- 議事録が複数枚になる場合は、割印が必要となります。

《株主総会議事録》について

- 取締役会非設置会社は株主総会議事録(写)をご提出下さい。
- 記載例が必要な場合は、財団ホームページのWORD書式をご参照下さい。

個人事業者の場合

- ・ 住民票
 - ：資金実行予定日より3ヵ月以上前に発行されたものは差替えとなりますのでご注意ください。
- ・ 印鑑証明書
 - ： 同上

◆ 「貸付申込書」ご提出の際の留意点 ◆

「貸付申込書」は金融機関から提出頂く書類ですが、借入計画書の「内諾通知書」と併せてご準備頂いて結構です。

「貸付申込書」のご提出がない場合、貸付けの実行が遅れたり、実行ができなくなる場合がありますのでご注意ください。貸付利率・提出期日については、「実施要領」をご参照下さい。

「貸付申込書」の作成について

- 「貸付申込書」「融資金の使途」様式(P. 8～11)のコピーを金融機関にお渡し下さい。
- 償還期限・据置期間・借入希望日については、以下の記載例をご参照下さい。
- 「6. 連帯保証人(予定)」には、事業者名・代表者名をご記入下さい。
- 金融機関に様式をお渡しになる際、提出期日をご確認下さい。
- 金融機関向けには、「事務取扱要領」(各金融機関本部へ配付)にて説明しています。

<記載例：P8・P10>

資金種類	回次	償還期限 (最長の期限)	据置期間※ (初回の元本返済日)	借入希望日※
一般設備資金	第1回	2040年 4月15日	9ヵ月 (2026年4月15日)	2025年 7月11日
	第2回	2040年 4月15日	7ヵ月 (2026年4月15日)	2025年 8月21日
	第3回	2040年10月15日	10ヵ月 (2026年10月15日)	2025年12月11日
	第4回	2040年10月15日	7ヵ月 (2026年10月15日)	2026年 3月12日
低・脱炭素 船舶建造資金 (設備)	第1回	2043年 4月15日	3年9ヵ月 (2029年4月15日)	2025年 7月11日
	第2回	2043年 4月15日	3年7ヵ月 (2029年4月15日)	2025年 8月21日
	第3回	2043年10月15日	3年10ヵ月 (2029年10月15日)	2025年12月11日
	第4回	2043年10月15日	3年7ヵ月 (2029年10月15日)	2026年 3月12日
一般運転資金	第1回	2030年 4月15日	9ヵ月 (2025年4月15日)	2025年 7月11日
	第2回	2030年10月15日	10ヵ月 (2025年10月15日)	2025年12月11日

※据置期間(上記表の初回の元金返済日を参照)

一般の設備資金及び運転資金は6ヵ月以上1年以内の据置期間を、2023年度から実施の低・脱炭素船舶建造資金は3年6ヵ月以上4年以内となります。

据置期間は、定期償還を1回(低・脱炭素船舶建造資金は7回)据置く長さで、資金実行日と定期償還日から自動的に決まります(1ヵ月未満は切り捨てとなります)。

※借入希望日

資金実行予定日です。

◆「金銭消費貸借契約証書」の取り扱いについて◆

- 金融機関が当財団より借入れる資金について、「金銭消費貸借契約」を当財団との間で締結する際、金融機関の債務についての連帯保証契約を当財団との間で締結して頂きます。資金実行の7営業日前までに金融機関からご提出頂きます。
- 「借入計画書」ご提出の際にいただいた「連帯保証関係書類」と「金銭消費貸借契約証書」の連帯保証人の記名押印が一致しない場合は、実行できなくなる場合がありますのでご注意ください。
- 「金銭消費貸借契約証書」は、完済後約2週間ほどで金融機関へ返却致します。

年 月 日

公益財団法人 日本財団
会長 笹川陽平 殿

申込者 所在地
名 称
代表者氏名

⑩

年度造船関係事業 設 備 資 金 貸 付 申 込 書

貴財団の定款第4条第1項第3号の規定により、下記のとおり融資に必要な資金の貸付けを受けたいので、別紙必要書類を添えて申込いたします。

記

1. 貸付申込額 金 円
2. 貸付の条件
 - (1) 利率 年 0.01パーセント
 - (2) 償還期限 年 月 日
 - (3) 据置期間 ヶ月
 - (4) 償還方法 据置期間満了後毎年4月15日および10月15日の定期日に割賦償還し、期限に完済する。
 - (5) 利息の支払方法 毎年4月15日および10月15日の定期日に当日までの分を後払いし、最終の支払いは貸付金の償還期限に支払う。
3. 融資の内容
 - (1) 融資先
 - (2) 融資額 金 円
 - (3) 融資金の用途 別添「融資金（設備資金）の用途」のとおりとする。
 - (4) 融資の条件
 - (イ) 融資金の利率 年（ ）パーセント
 - (ロ) 融資金の償還期限 年 月 日
 - (ハ) 融資金の据置期間 ヶ月
 - (ニ) 融資金の償還方法 据置期間後毎年4月および10月の年2回割賦償還とし、期限に完済する。
 - (ホ) 利息の支払方法 毎年4月および10月の年2回当日までの分を後払いし、最終の支払いは融資金の償還期限に支払う。
4. 貸付金の借入希望日 年 月 日
5. 貸付金の取扱店
6. 連帯保証人（予定）
7. 本貸付申込者および連帯保証人は、金銭消費貸借契約証書第2条第2項に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

金融機関コード _____

金融機関名

金融機関コード

1. 融資金(設備資金)の用途

事業者名

使用目的	設備名	仕様・形状	数量	金額(円)

年 月 日

公益財団法人 日本財団
会長 笹川陽平 殿

申込者 所在地
名 称
代表者氏名

㊟

年度造船関係事業 一般運転 資金貸付申込書

貴財団の定款第4条第1項第3号の規定により、下記のとおり融資に必要な資金の貸付けを受けたいので、別紙必要書類を添えて申込いたします。

記

1. 貸付申込額 金 円
2. 貸付の条件
 - (1) 利率 年 0.01パーセント
 - (2) 償還期限 年 月 日
 - (3) 据置期間 ヶ月
 - (4) 償還方法 据置期間満了後毎年4月15日および10月15日の定期日に割賦償還し、期限に完済する。
 - (5) 利息の支払方法 毎年4月15日および10月15日の定期日に当日までの分を後払いし、最終の支払いは貸付金の償還期限に支払う。
3. 融資の内容
 - (1) 融資先
 - (2) 融資額 金 円
 - (3) 融資金の用途 別添「融資金（運転資金）の用途」のとおりとする。
 - (4) 融資の条件
 - (イ) 融資金の利率 年（ ）パーセント
 - (ロ) 融資金の償還期限 年 月 日
 - (ハ) 融資金の据置期間 ヶ月
 - (ニ) 融資金の償還方法 据置期間後毎年4月および10月の年2回割賦償還とし、期限に完済する。
 - (ホ) 利息の支払方法 毎年4月および10月の年2回当日までの分を後払いし、最終の支払いは融資金の償還期限に支払う。
4. 貸付金の借入希望日 年 月 日
5. 貸付金の取扱店
6. 連帯保証人（予定）
7. 本貸付申込者および連帯保証人は、金銭消費貸借契約証書第2条第2項に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

金融機関コード _____

1. 融資金(運転資金)の使途

事業者名

目的	使途	明細
1. 決済資金	売上代金の回収の長期化に伴う資材購入費等の決済資金 (支払い手形決済資金、でんさいの決済資金、買掛金の決済資金) に充当	
2. 賞与資金	賞与資金に充当	
3. 転貸資金	組合員または子会社 社に対する転貸資金に充当	
4. 不良債権処理	取引先企業 社の倒産に伴う不良債権処理に充当	

(注) 上記の目的に該当する番号に○印をして下さい。



小田原造船株式会社第〇回取締役会議事録

1. 日 時 〇〇〇〇年4月1日午前9時00分
 1. 場 所 神奈川県小田原市城内1丁目1番1号本社会議室
 1. 出席者 取締役総数5名 出席取締役4名
 監査役総数2名 出席監査役1名

上記のとおり出席があり、取締役会は有効に成立したので、代表取締役社長甲野太郎が定刻議長席に着き審議に入った。

議案

「日本財団〇〇〇〇年度造船関係事業〇〇資金の融資」に係わる株式会社小田原銀行の借入に対する連帯保証契約の件

議長は、本議案を付議し、当社が融資を受ける予定の株式会社小田原銀行（以下、「小田原銀行」という）が公益財団法人日本財団（以下、「日本財団」という）から下記金員を借入れるにあたって、日本財団の貸付業務規程により、連帯保証を必要とすることから、当社が連帯保証人となる件について説明し、審議を求めた。

- ① 借入申込金額 5000万円（〇〇〇〇年度第〇回〇〇資金）
 ※但し、保証金額は融資実行金額とする。
- ② 利 率 年0.01%
- ③ 特 約 連帯保証であるが、主たる債務者である小田原銀行の経営が破綻した場合にのみ請求を受けるものである。また、本借入に係わる債権が日本財団が認めた営業譲渡により他の金融機関へ移転されても引き続き連帯保証を引き受けるものとする。

本件につき、専務取締役乙野次郎より、当社が小田原銀行から融資を受ける必要性及び日本財団の貸付制度における連帯保証条項などについて説明があり、慎重に審議した結果、当社において融資を受ける必要があり、他方、連帯保証に応じても小田原銀行の資力に鑑みて格別の不安がないと思われる等の理由により、当社に対する融資が決定した場合には、決定した貸付金に対し当社は日本財団の貸付業務規程を遵守することとし、出席取締役全員一致をもって本議案を承認可決した。

以上をもって議事の全部を終了したので、議長は午前9時30分閉会を宣した。以上の結果を明らかにするために、本議事録を作成し、出席取締役及び監査役は次に記名押印する。

議長 代表取締役社長 甲野太郎 ㊟
 専務取締役 乙野次郎 ㊟
 常務取締役 丙野三郎 ㊟
 取締役 丁野四郎 ㊟
 監査役 戊野五郎 ㊟

本取締役会議事録（写）は原本と相違ありません。 年 月 日

神奈川県小田原市城内1丁目1番1号

小田原造船株式会社

代表取締役 甲野太郎 ㊟（代表者印） ※印鑑証明書登録印をご使用下さい。

設備資金

1 融資対象者

造船関係事業を営む次のいずれかに該当する方々です。

- (1) 個人
- (2) 事業協同組合、協同組合連合会または企業組合
- (3) 協業組合または商工組合
- (4) (2)及び(3)以外の法人(株式会社、有限会社、合資会社等、子会社(会社法第2条に定める「子会社」をいう。以下同じ。))において、「造船関係事業」を営む持株会社等)

であって、原則として、次の①②のいずれかに該当する中小造船関係事業者を対象とします。

- ①(一社)日本中小型造船工業会、(一社)地方小型船舶工業会、(一社)日本造船協力事業者団体連合会、(一財)日本船舶技術研究協会、(一社)日本船用工業会、(一社)日本船舶電装協会、(一社)日本船舶品質管理協会、(一社)日本マリン事業協会、(一社)日本船用機関整備協会、(一社)日本マリーナ・ビーチ協会のいずれかに加入しており、原則として直近の年度における確定決算の総売上額に占める船用比率が原則として10%以上の方。
- ②船舶を建造・修繕(改造を含む)する事業者(以下「船舶建造・修繕事業者」という。)で以下に該当する方。
 - ア. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下、「鉄道・運輸機構」という。)において建造費用を分担する船舶(以下、「機構共有船」という。)を建造する方。
 - イ. 条約、法令で定められたCO₂・SOx・NOx排出規制などの環境規制に対応するため船舶の修繕(改造を含む)を行う方。融資対象船舶は内国事業者が所有する船舶又は内国事業者の外国子会社が所有する外国船舶に限ります。

なお、船舶建造・修繕事業者にあつては、(一社)日本中小型造船工業会、(一社)地方小型船舶工業会に加入している造船事業者(本邦に所在する事業者に限る。)で建造又は修繕(改造を含む)する場合には限ります。

- ③低・脱炭素船を建造する事業者については、別冊の「低・脱炭素船舶建造資金融資【応募の手引き】」を参照下さい。

2 融資金の使途と融資対象設備

設備の新設、増設または改造・修繕等に必要な資金(造船関係事業を営む子会社への転貸を含む)で「別表」(P.17)に掲げるもの(中古の購入を含む)を融資の対象とします。ただし、土地の取得に必要な資金については土地利用計画に基づき、原則として1年以内にその目的に着手するものに限ります。

- (1) 設備の整備期間は、原則として当該年度内(4月1日～翌3月31日)に(ア)着手する(契約締結を含む)、(イ)完成引渡を受ける、(ウ)最終代金の支払期日が到来する、のいずれかに該当するものとします。
※設備の整備期間が複数年にわたる場合は事前に日本財団あてご相談下さい。
- (2) 子会社への転貸資金、あるいは設備の設置場所が日本国外の場合は、「借入計画書」、「完了報告書」の記載内容や添付必要書類等が異なりますので、必ず事前に日本財団あてに電話等で制限条件や必要書類等を確認のうえ、申請書類を作成してください。

3 融資対象外の設備及び資金

- (1) 造船関係事業の用に供しない土地の取得に要する資金(土地の購入後、原則1年以内に造船関係事業の用に供する場合を除く)
 - (2) 設備に係る旧債返済のための資金
 - (3) 公的な証明書(建築確認通知書、検査済証、クレーン検査証など)が必要なものにあつては、その証明書が得られない設備
 - (4) その他明確に現物を確認することが難しい設備
- なお、融資期待額の総額が300万円未満となる場合についても融資の対象となりません。
- (注)設備整備の完了時において上記に該当することが判明した場合、既実行済の融資金を一括償還していただくことがあります。

4 融資金の限度額

- 融資金の金額は原則として所要資金額の80%以内とし、1年度20億円を限度とします(注1、注2)。
- (注1)原則1年度20億円ですが、特に必要と認めた場合は1年度40億円とするもの。
- (注2)機構共有船の融資金の限度額は、所要資金額の80%以内で、鉄道・運輸機構の費用分担額を除いた金額以内とします。
- (注3)融資金の金額は、10万円未満切捨てとします。

5 利率と利息

利率は年1.6%以内とします。利息は後払いです。

6 償還期限と償還方法

- 償還期限 —— 1年以上15年以内とします(うち6ヵ月以上1年以内の据置期間があります)。ただし、対象設備の法定耐用年数の範囲内で償還期限を定めることがあります。
- 償還方法 —— 原則として4月と10月の6ヵ月毎の割賦償還とします。

7 提出書類

- (1) 会社経歴書または会社案内(組合の場合は定款)
- (2) 設備資金借入計画書[直近の決算報告書(製造原価及び販管費明細を含む)又は確定申告書(写)を添付]
- (3) 設備資金融資内諾通知書
- (4) 造船関係事業者が所属する造船関係団体に発行する団体加入証明書(加入団体から当財団宛に直接提出されます)
- (5) 設備資金貸付申込書(「貸付申込書」ご提出の際の留意点 参照 P.6)
- (6) 企業全体の施設配置図(船舶建造事業者は不要)

施設が分散しているときは計画設備を設置する場所の施設配置図。なお、今回申請する設備とそれ以外の設備との区分を全体図中で明示してください。

※ <連帯保証関係書類>(「借入計画書」ご提出の際の留意点 参照 P.5)

- (7) 連帯保証契約に係る取締役会議事録(写)、または株主総会議事録(写)
- (8) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (9) 印鑑証明書
- (10) 定款(写)(別)に取締役会規則等の定めがある場合は添付)

但し、個人事業者の場合は、住民票、印鑑証明書とする。

建築・増改築の場合

- (11) 建築工事費見積書、建築請負契約書(写)及び工事費明細書
- (12) 図 面
敷地図、配置図、平面図、立面図
(増改築の場合は、現況写真も添付してください)
- (13) 建築確認通知書(写)又は建築工事届通知書(写)

土地取得の場合

- (14) 売買契約書(写)
- (15) 土地登記簿謄本
- (16) 公図・住宅地図
- (17) 土地利用計画書
- (18) その他の公的証明書(写)

機構共有船舶建造事業の場合

- (19) 船舶建造工事請負契約書(写)
- (20) 船舶共有証明書
- (21) 起工確認報告書(写)

船舶改造・修繕事業の場合

- (22) 改造又は修繕工事の工事見積書及び請負契約書(写)
なお、機器の設置がある場合は(23)～(25)を添付

機器整備の場合

- (23) 価格見積書
- (24) 契約書(写)または注文請書(写)
- (25) カタログまたは仕様書

低・脱炭素船舶建造事業の場合

- (26) 別冊の「低・脱炭素船舶建造資金融資【応募の手引き】」P.5に記載の「借入申込時の提出書類」を参照して下さい。

8 融資取扱い金融機関

株式会社日本政策金融公庫^(注)、または沖縄振興開発金融公庫の代理店となっている銀行、信用金庫、信用組合及び株式会社日本政策投資銀行、商工組合中央金庫に限ります。

(注)株式会社日本政策金融公庫の中小企業事業の代理店となっている金融機関。

9 融資の決定

当財団は借入計画書、貸付申込書などを審査して融資を決定します。融資決定者には直接当財団から、また融資取扱い金融機関には当財団の貸付業務の委託先である商工組合中央金庫を経由して通知いたします。

10 申請の受付期間

- 第1回 2025年 5月 7日 から16日
- 第2回 2025年 7月 1日 から 2日
- 第3回 2025年 10月 2日 から14日
- 第4回 2026年 1月 14日 から15日

ただし、原則として当該年度内(4月1日～翌3月31日)に(ア)着手する、(イ)完成引渡を受ける、(ウ)最終代金の支払期日が到来する、のいずれかに該当するものとします。

11 資金の実行(予定)

- 第1回 2025年 7月 11日
- 第2回 2025年 8月 21日
- 第3回 2025年 12月 11日
- 第4回 2026年 3月 12日

12 その他

以上に記載された内容は、諸事情により変更されることがあります。

<別表>

融 資 対 象 設 備

1. 造船業及び造船関連工業を営む者

項 目	内 容
船台、建物関係	船台、ドック、艀装岸壁、艀装台船、工場建物、倉庫、事務所、従業員寮、ドックハウス、福利厚生施設、駐車場(工場建物等と併設する場合に限る)、その他
土地	上記に供するもの
機械設備関係	金属加工機械、鋳鍛造機械、測定機械、設計・製図機械、塗装設備、溶接設備、動力設備、運搬設備、空調設備、資源リサイクル設備、組立定盤、工業炉、公害防止用設備、IT設備(ソフトウェアを含む)、その他
車両関係	高所作業車、鋼製台車、その他

2. 保管庫等舟艇利用の促進に資する事業を行う者

項 目	内 容
建物、係留施設関係	艇庫、事務所、工場建物、駐車場、クラブハウス、係留棧橋、艀装岸壁、斜路、その他
土地	上記に供するもの
機械設備関係	ウィンチ、フォークリフト、クレーン、救助艇、IT設備(ソフトウェアを含む)、その他

3. 機構共有船舶を建造する者

項 目	内 容
1. 内航貨物船	① 100総トン以上又は長さ30m以上の鋼製の船舶であること。 ② 土・砂利・石材専用船、シングルハルトankerではないこと。
2. 旅客船	・ 海上運送法の一般旅客定期航路事業もしくは旅客不定期航路事業の許可を受けた航路に使用する旅客船であること。

※ 内航海運業の用に供する引(押)船・バージを含む。

4. 船舶の改造・修繕を行う者

項 目	内 容
船舶改造・修繕関係	IMO(国際海事機関)条約や法令で定めたCO ₂ ・SO _x ・NO _x 排出規制などの船舶に関する環境規制に対応するために必要な設備(主機関の換装、風力推進補助装置、船上CO ₂ 回収・貯留装置など)の購入及び設置のための費用。

5. 低・脱炭素船舶を建造する者

項 目	内 容
低・脱炭素船舶	海事産業強化法(令和3年法律第43号)に基づく「特定船舶導入計画」の認定を受けた船舶、または、LNG、アンモニア、水素を主機関の燃料とする船舶

一般運転資金

1 融資対象者

造船関係事業を営む次のいずれかに該当する方々です。

- (1) 個人
- (2) 事業協同組合、協同組合連合会または企業組合
- (3) 協業組合または商工組合
- (4) (2)及び(3)以外の法人(株式会社、有限会社、合資会社等、子会社(会社法第2条に定める「子会社」をいう。以下同じ。))において、「造船関係事業」を営む持株会社等)

であって、原則として中小造船関係事業者を対象とし、(一社)日本中小型造船工業会、(一社)地方小型船舶工業会、(一社)日本造船協力事業者団体連合会、(一財)日本船舶技術研究協会、(一社)日本船用工業会、(一社)日本船舶電装協会、(一社)日本船舶品質管理協会、(一社)日本マリン事業協会、(一社)日本船用機関整備協会、(一社)日本マリーナ・ビーチ協会のいずれかに加入しており、原則として直近の年度における確定決算の総売上額に占める船用比率が10パーセント以上の方。

2 融資金の用途

事業の運営に必要な資材の仕入、販売、加工、製造または諸経費等の支払いに必要な次のいずれかに該当する資金を融資の対象とします。

- イ. 支払手形及び買掛金の決済資金(電子記録債権の決済資金を含む)
- ロ. 従業員に対する賞与資金
- ハ. 事業協同組合等が組合員に対して行う転貸資金
- ニ. 取引先企業の倒産による不良債権処理のための資金
- ホ. 造船関係事業を営む子会社への転貸資金

(注)子会社への転貸資金の場合は、「借入計画書」の記載内容や添付必要書類等が異なりますので、必ず事前に日本財団あてに電話等で制限条件や必要書類等を確認のうえ、申請書類を作成してください。

3 所要資金の支払期間

融資の対象とする所要資金は、原則として次の期間における諸経費等の支払いにあてられるものとします。

第1回 2025年4月1日から9月30日までの6ヵ月間

第2回 2025年10月1日から2026年3月31日までの6ヵ月間

4 融資金の限度額

融資金の金額は、原則として所要資金の80パーセント以内とし、1年度3百万円以上10億円(注1)を限度とします。

ただし、事業協同組合が行う1組合員に対する転貸の額は、1年度6千万円を限度とします。

(注1)原則1年度10億円ですが、特に必要と認めた場合は1年度20億円を限度とするもの。

(注2)融資金の金額は、10万円未満切捨てとします。

5 利率と利息

利率は年1.6パーセント以内とします。利息は後払いです。

6 償還期限と償還方法

償還期限 —— 1年以上5年以内とします(うち6ヵ月以上1年以内の据置期間があります)。

償還方法 —— 原則として4月と10月の6ヵ月毎の割賦償還とします。

7 提出書類

- (1) 会社経歴書または会社案内(組合の場合は定款)
- (2) 一般運転資金借入計画書[直近の決算報告書(製造原価及び販管費明細を含む)又は確定申告書(写)を添付]
- (3) 一般運転資金融資内諾通知書
- (4) 団体加入証明書(加入団体から当財団宛に直接提出されます。)
- (5) 一般運転資金貸付申込書(「貸付申込書」ご提出の際の留意点 参照 P.6)
- (6) 事業協同組合等の転貸
 - a. 転貸することについて議決している書類(決議書、議事録等)
 - b. 転貸に係る組合員よりの申込書
 - c. 組合員名簿
- ※ <連帯保証関係書類>(「借入計画書」ご提出の際の留意点 参照 P.5)
- (7) 連帯保証契約に係る取締役会議事録(写)、または株主総会議事録(写)
- (8) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

- (9) 印鑑証明書
- (10) 定款(写)(別に取締役会規則等の定めがある場合は添付)
但し、個人事業者の場合は、住民票、印鑑証明書とする。

8 融資取扱い金融機関

株式会社日本政策金融公庫^(注)、または沖縄振興開発金融公庫の代理店となっている銀行、信用金庫、信用組合及び株式会社日本政策投資銀行、商工組合中央金庫に限ります。

(注)株式会社日本政策金融公庫の中小企業事業の代理店となっている金融機関。

9 融資の決定

当財団は借入計画書、貸付申込書などを審査して融資を決定します。融資決定者には直接当財団から、また融資取扱い金融機関には当財団の貸付業務の委託先である商工組合中央金庫を経由して通知いたします。

10 申請の受付期間

受付会場は原則として地区別受付となります(融資期待額が50百万円以下の場合郵送でも受け付けます)

地区別	第 1 回	第 2 回
北海道・東北・関東 北陸信越・中部	2025年5月7日～8日	2025年10月2日～3日
近畿・神戸	9日	7日
中国・四国	今治会場 13日	今治会場 8日
	広島会場 14日	広島会場 9日
九州・沖縄	15日	10日
受付予備日(日本財団)	16日	14日

11 資金の実行(予定)

- 第1回 2025年 7月 11日
- 第2回 2025年 12月 11日

12 その他

以上に記載された内容は、諸事情により変更されることがあります。

◆ 融資後の手続きについて ◆

設備資金の場合

(1) 融資対象設備の表示について

ボートレース資金が造船関係事業の振興に有効に使われていることを一般に周知して頂くために、当該設備が日本財団のボートレース交付金融資設備であることを以下の表示例を参考に明確に表示して下さい。

なお、「完了報告書」のご提出の際に、写真を添付して下さい。

<表示例>

● 建物又はこれに準ずる構築物及び船舶

当財団からお送りする所定の表示板(タテ405mm・ヨコ405mm・厚さ10mm)を以下の場所に固定掲示して下さい。

建物：正面玄関等

船舶：操舵室付近等の内部

● 機器類

当財団からお送りする所定のシールを目に触れやすい場所に貼付して下さい。

シール大 タテ・ヨコ230mm、シール中 タテ・ヨコ110mm、シール小 タテ・ヨコ70mm

(2) 報告書の提出について

● 完了後1ヶ月以内に「融資対象設備の完了報告書」(P. 24~28)を提出して下さい。ただし、融資実行後に提出して下さい。

● 完了日は以下によります。

建築：建築基準法による検査済証を受領した後の建物引渡日

機器：納品検収日

土地：所有権移転登記完了日

船舶：竣工又は改修工事完了後の船舶引渡時

(3) 融資対象設備内容の変更について

● 対象設備の内容を変更しようとする時は、あらかじめ当財団に変更の内容を説明して下さい。変更は認められない場合がありますのでご注意下さい。

● 当財団が変更理由・内容を認めた時は、「融資対象設備の変更届」(P. 29・30)を提出して下さい。

● 変更届の手続きは、必ず年度内において行って下さい。

(4) 融資対象設備の完了期限の延長について

● 天災地変その他の事情で年度内に完了できなくなった場合は、変更申請の手続きについて、あらかじめ当財団に延長の内容を説明し、指示を受けて下さい。

● 完了期限の延長をしようとする時は、「融資対象設備の完了期限延長届」(P. 31)を提出して下さい。

● 延長届の手続きは、必ず年度内において行って下さい。

- 完了後1ヵ月以内に「融資対象設備の完了報告書」(P.24～28)を提出して下さい。

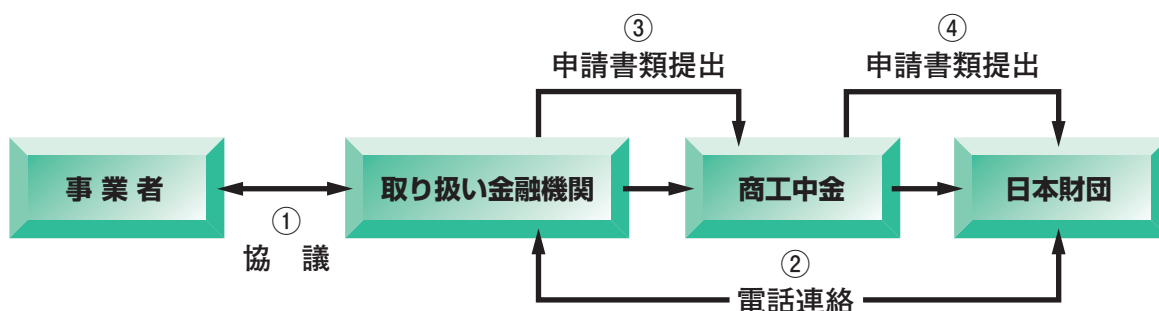
その他

償還が完了するまでの間において、変更等があった場合は以下の手順を行って下さい。

(1) 貸付条件の変更

- 条件変更の対象となる貸付条件は、原則として融資金の利率・償還方法、償還期限です。繰上償還は、貸付条件の変更ではありません。
- 金融機関と協議を行って頂くものです。貸付条件の変更は、金融機関からの承認申請となります。当財団が承認した場合、当財団の承認日に拘わらず前回利払い日の翌日から適用できます。
- 資金実行以前に貸付申込の条件を変更する場合は、金融機関からの届出となります。

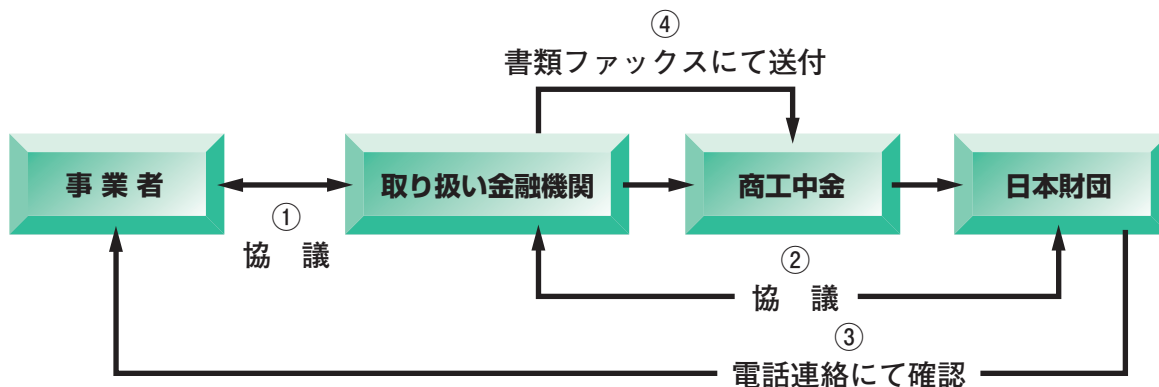
本手続きに関する手続きの流れ



(2) 融資金の繰上償還

- 繰上償還をなさる場合は、金融機関と協議を行って下さい。繰上償還は、金融機関から当財団へ電話連絡で協議後、所定用紙の届出となります。その際、当財団から事業者の方へ電話連絡にて確認をさせていただきます。
- 繰上償還は、原則として毎月2日と15日(休日の場合は翌営業日となります)とさせていただきます。ただし、4月2日及び10月2日は定期償還の事前準備のため取扱いは出来ません。なお、定期償還日と同日の繰上償還は可能です。
- 事業者の合併・譲渡の場合は、原則として全額繰上償還となります。

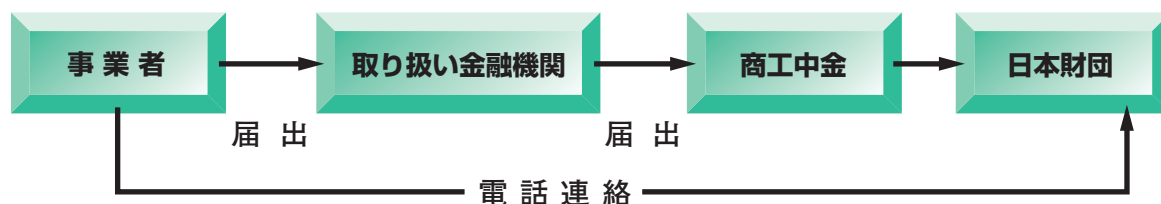
本手続きに関する手続きの流れ



(3) 組織変更(例:個人→合同会社・株式会社,有限会社→株式会社)または企業名称の変更等

- 変更届の手続きは、取り扱い金融機関に行ってください。当財団に対しては、あらかじめ電話連絡を行ってください。
- 届出文書の様式は任意ですが、新・旧の名称、変更の時期を記入してください。
商業登記簿謄本(1通)を添付してください。
組織変更の場合は、債務の引継ぎを議決した総会等の議事録(写)を添付してください。

本手続きに関する手続きの流れ



(4) 所在地・代表者・電話番号等の変更

葉書・ファックス等の文書で速やかに当財団へ届出を行ってください。

(5) その他

金融機関の債務保証をする連帯保証人として、財産・経営・業務の現況に重大な変化が生じたとき、または生じる恐れがある場合、またはその状況に伴い連帯保証人の変更が発生する場合には、速やかに当財団へ報告を行ってください。

年 月 日

公益財団法人 日本財団 御中

所在地

事業者名

代表者氏名

印

年度第 回融資対象設備の完了報告書

標記について、下記のとおり設備が完了したので、別添必要書類を添えて報告いたします。

記

1. 設 備 内 容 別表No.1 のとおり
2. 設 備 の 効 果 表 別表No.2 のとおり
3. 支 払 状 況 等 一 覧 表 別表No.3 のとおり

所属団体名 _____

◆ 添付書類 ◆

1. 完成写真(2枚)

1枚目は設備全景写真を、2枚目は当財団から送付する融資対象設備のシールもしくは表示板の設置箇所の写真を任意の台紙に貼付し、下部に設備の名称を記入して下さい。

2. 最寄り駅から貴社(設備の設置場所)への地図
3. 当該対象設備に係る固定資産台帳(写)
4. 請求・領収書(写)

建築・増改築の場合 (別表P.26～28)

5. 検査済証(写)
6. 引渡書(写)
7. 登記簿謄本

土地の場合 (別表P.26～28)

8. 登記完了証(写)
9. 登記簿謄本

機構共有船建造事業の場合 (別表P.26～28)

10. 受渡書(写)
11. 所有権保存登記済権利証書(写)
12. 共有貨物船持分計算書(旅客船の場合、船価及び分担額決定調書)(写)
13. 船舶使用料原簿(写)
14. 船舶建造工事請負費支払通知書(写)

船舶改造・修繕事業の場合

15. 船舶引渡書(写)
16. NK(日本海事協会)の検査済の証書(写)

機器整備の場合 (別表P.26～28)

17. 納品書(写)
18. その他、公的な証明書(例:クレーン検査証等)(写)

低・脱炭素船舶建造事業の場合

19. 所有権保存登記済証(写)または同等の証明書(写)
20. NK(日本海事協会)の検査済証(写)または同等の船舶検査機関による検査済証(写)

注 ① 対象設備がすべて完了した場合、完了後1カ月以内に完了報告書を提出して下さい。

② 設置場所には本社工場、〇〇工場等と記入してください。

③ 団体名は、団体加入証明書を発行した団体名を記入してください。

(機構共有船建造の船舶建造事業者の場合、鉄道・運輸機構と記入してください)

④ 完了報告書が提出されてから、全ての事業者を対象に書面確認を実施します(当財団が必要と判断した場合においては、当財団の職員が貴社等へ出向いて設備の確認を行います)。

1. 設備内容 (事業者名 () No. 1

設備名※	数量	型式及び仕様	製作所名※	設置場所	実際所要 資金額 (円)	完了年月日	記事

※ 船舶建造・修繕事業者の場合は設備名欄に船名・船種を、製作所名欄に造船所名を記入。

2. 設備の効果表

事業者名 () No. 2

設備名※	数量	新設 更新の別	主なる使用目的	設備の技術的・経済的効果

※ 船舶建造・修繕事業者の場合は、船名・船種を記入。

3. 支払状況等一覧表

事業者名 () No. 3

設備名※	数量	実 際 所 要 資 金 額			支 払 方 法 <small>現金/手形(決済日)</small>	工 事 期 間		固定資産台帳 記載年月日	備 考
		支 払 先	支 払 月 日	支 払 金 額		着 工 年 月 日	完 了 年 月 日		
									契約年月日等
最近における経済状況及び将来における経営展望									

※ 船舶建造・修繕事業者の場合は、船名・船種を記入。

年 月 日

公益財団法人 日本財団 御中

所在地

事業者名

代表者氏名

印

年度第 回融資対象設備の変更届

標記について、NF第 号（ 年 月 日付）により融資の対象となった設備を下記のとおり変更したいので、届出いたします。

記

1. 変更の理由

2. 設備内容 (事業者名 ())

設備名	使用目的	設置場所	型式及び仕様	数量	着工年月日	完了年月日	所要資金額(円)
新				計			計
旧				計			計

(注) 変更に係る関係書類を添付すること

年 月 日

公益財団法人 日本財団 御中

所在地

事業者名

代表者氏名

印

年度第 回融資対象設備の完了期限延長届

標記について、NF第 号（ 年 月 日付）により融資の対象となった設備の完了期限を下記のとおり延長したいので、届出いたします。

記

1. 延長の理由

2. 設備の完了の時期

設 備 名	延長完了年月日

造 船 関 係 事 業

項目	設 備 資 金	
	一 般 設 備 資 金	低・脱炭素船舶建造資金 (設 備 資 金)
1.目 的	設備の近代化と合理化に要する資金	環境負荷低減効果に優れた船舶の建造に要する資金
2.融資 対象者	<p>原則として、次の①②のいずれかに該当する中小造船関係事業者を対象とする。</p> <p>①(一社)日本中小型造船工業会、(一社)地方小型船舶工業会、(一社)日本造船協力事業者団体連合会、(一財)日本船舶技術研究協会、(一社)日本船用工業会、(一社)日本船舶電装協会、(一社)日本船舶品質管理協会、(一社)日本マリン事業協会、(一社)日本船用機関整備協会、(一社)日本マリナ・ビークル協会のいずれかに加入しており、原則として直近の年度における確定決算の総売上額に占める船用比率が原則として10%以上の者。</p> <p>②船舶を建造・修繕(改造を含む)する事業者(以下「船舶建造・修繕事業者」という)で以下に該当する者。</p> <p>ア.独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「鉄道・運輸機構」という)において建造費用を分担する船舶を建造する者。</p> <p>イ.条約、法令で定められた環境規制に対応するため船舶(内国事業者が所有する船舶又は内国事業者の外国子会社が所有する外国船舶に限る)の修繕(改造を含む)を行なう者。</p> <p>なお、船舶建造・修繕事業者にあつては、(一社)日本中小型造船工業会、(一社)地方小型船舶工業会に加入している造船所で建造又は修繕(改造を含む。)する場合に限る。</p>	<p>造船関係事業を営む事業者であつて、環境負荷低減効果に優れたLNG、アンモニア、水素を主機関の燃料とする船舶、(以下、「新燃料船」という)、または海事産業強化法(令和3年法律第43号)に基づく「特定船舶導入計画」の認定を受けた船舶(以下、「特定船舶」という)、を建造する者。</p> <p>船舶の建造は、原則として(一社)日本中小型造船工業会、又は(一社)地方小型船舶工業会に加入している造船所で建造する場合に限る。</p>
3.融資金の 用途	造船関係事業に必要な設備資金(新設・増設・改造・修繕等)及び土地取得資金(造船関係事業の用に供しない土地は対象外) (持株会社等が、造船関係事業を営む子会社において必要とする設備資金を転貸する場合も含む。)	環境負荷低減効果に優れた「新燃料船」、または海事産業強化法(令和3年法律第43号)に基づく「特定船舶」の建造に必要な資金。 また、子会社等(外国子会社を含む)が船舶を建造するために必要とする資金を、子会社等へ転貸する資金を含む。
4.融資金の 限度額	<p>1年度20億円 (特に必要と認めた場合40億円)</p> <p>融資金の金額 所要資金額の80%以内</p> <p>[鉄道・運輸機構において建造費用を分担する船舶を建造する事業者の場合]</p> <p>融資金の金額 所要資金額の80%以内で、鉄道・運輸機構の費用分担額を控除した金額以内とする。</p>	<p>「新燃料船」:1隻につき20億円、1事業者1年度40億円を限度とする。</p> <p>新燃料船以外:1隻につき10億円、1事業者1年度20億円を限度とする。</p> <p>融資金の金額 所要資金額の80%以内</p> <p>[鉄道・運輸機構において建造費用を分担する船舶を建造する事業者の場合]</p> <p>融資金の金額 所有資金額の80%以内で、鉄道・運輸機構の費用分担額を控除した金額以内とする。</p>

資 金 貸 付 要 綱

付録 1

運 転 資 金		中 小 造 船 業 経 営 革 新 支 援 資 金	
一 般 運 転 資 金	緊 急 運 転 資 金	設 備 資 金	運 転 資 金
	倒 産 防 止 緊 急 資 金		
企業の経営基盤の安定化に要する資金	倒産を防止するための資金	国の施策に基づく中小企業経営革新支援の円滑な実施を図る	
原則として中小造船関係事業者を対象とし、(一社)日本中小型造船工業会、(一社)地方小型船舶工業会、(一社)日本造船協力事業者団体連合会、(一財)日本船舶技術研究協会、(一社)日本船舶工業会、(一社)日本船舶電装協会、(一社)日本船舶品質管理協会、(一社)日本マリン事業協会、(一社)日本船舶機関整備協会、(一社)日本マリーナ・ビーチ協会のいずれかに加入している者で、総売上額に占める船用比率が原則として10%以上の者。	モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業を営む者で、倒産を防止するため、国が運転資金の交付を要請する者	船舶、船舶用機関又は船舶用品の製造又は修理業を営む事業者であって、「中小企業等経営強化法」(平成11年3月31日法律第18号)に基づく承認を受けた経営革新計画又は認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画若しくは経営力向上計画に従って事業を実施している者。	
(1)支払手形及び買掛金の決済資金(電子記録債権の決済資金を含む) (2)従業員に対する賞与資金 (3)事業協同組合等が組合員に対して行う転貸資金 (4)取引先企業の倒産による不良債権処理のための資金 (5)持株会社等が造船関係事業を営む子会社に対して行う転貸資金	倒産防止のための運転資金に充当するものに限る	経営革新のための事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は経営力向上に係る事業を実施する為に必要な設備資金(新設・増設・改造等)及び土地取得資金(造船関係事業の用に供しない土地は対象外)	経営革新のための事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は経営力向上に係る事業を実施する為に必要な運転資金
1年度10億円 (特に必要と認めた場合20億円) (事業協同組合等が組合員に対して行う転貸資金については1組合員6,000万円以内) 融資金の金額 所要資金額の80%以内	1年度15億円(特に必要があると認めた場合30億円) 融資金の金額 所要資金額の80%以内	1年度20億円 融資金の金額 所要資金額の80%以内	1年度5億円 融資金の金額 所要資金額の80%以内

貸 付 制

種 別	設 備 資 金	
種 別	設 備 資 金	低・脱炭素船舶建造資金
融 資 率	80 % 以 内	80 % 以 内
限 度 額 (単 年 度)	20 億 円 (特に必要と認めた場合40億円)	1隻につき20億円 1事業者1年度40億円 (但し、新燃料船以外は1隻につき10億円、 1事業者1年度20億円)
貸 付 利 率	0.01%	0.01%
融 資 利 率	1.6 % 以 内	0%(全期間無利息) (但し、取扱金融機関に対し、財団から、 年1%+消費税の融資取扱経費を支給する。)
償 還 期 限 (延 長)	1年以上15年以内 (3年以内延長可)	4年以上18年以内
据 置 期 間	6ヵ月以上1年以内 (特に必要があると認めた場合4年以内)	3年6ヵ月以上4年以内
融 資 対 象 者	イ. 造船関係事業を営む個人 ロ. 中小企業等協同組合法に基づいて、設立された造船関係事業を営む事業協同組合、協同組合連合会、又は企業組合 ハ. 中小企業団体の組織に関する法律に基づいて設立された造船関係事業を営む協業組合又は商工組合 ニ. 造船関係事業を営む、ロ及びハ以外の法人 子会社(会社法第2条に定める「子会社」をいう。)において、「造船関係事業」を営む持株会社等を含む。	造船関係事業を営む事業者であって、環境負荷低減効果に優れるLNG、アンモニア、水素を主機関の燃料とする船舶、または海事産業強化法(令和3年法律第43号)に基づく「特定船舶導入計画」の認定を受けた船舶、を建造する者。

※事業協同組合がその組合員に転貸する場合、1組合員に対する転貸額は、1年度60,000千円以内とする。

※上表の低・脱炭素船舶建造資金について、「新燃料船」は環境負荷低減効果に優れるLNG、アンモニア、水素を主機関の燃料とする船舶をいう。

※以上に記載された内容は、諸事情により変更されることがあります。

運 転 資 金		設 備 資 金/運 転 資 金
一 般 運 転 資 金	緊 急 運 転 資 金	中小造船業経営革新支援資金 ・ 経営革新のための事業 ・ 異分野連携新事業分野開拓に係る事業 ・ 経営力向上に係る事業
	倒産防止緊急資金	
80 % 以 内	80 % 以 内	80 % 以 内
※10 億 円 (特に必要と認めた場合20億円)	15 億 円 (特に必要があると認めた場合30億円)	設 備 資 金 20億円 運 転 資 金 5億円
0.01%	0.01%	0.01%
1.6 % 以 内	0.6 % 以 内	1.3 % 以 内
1年以上5年以内 (3年以内延長可)	1年以上5年以内 (特に必要があると認めた場合 3年以内延長可)	設備資金 1年以上15年以内 (特に必要があると認めた場合は5年以内延長可) 運転資金 1年以上5年以内 (特に必要があると認めた場合は3年以内延長可)
6ヵ月以上1年以内 (特に必要があると認めた場合 4年以内)	6ヵ月以上1年以内 (特に必要があると認めた場合 4年以内)	設備資金 6ヵ月以上2年以内 (特に必要があると認めた場合4年以内) 運転資金 6ヵ月以上1年以内 (特に必要があると認めた場合4年以内)
イ. 造船関係事業を営む個人 ロ. 中小企業等協同組合法に基づいて、設立された造船関係事業を営む事業協同組合、協同組合連合会、又は企業組合 ハ. 中小企業団体の組織に関する法律に基づいて設立された造船関係事業を営む協業組合又は商工組合 ニ. 造船関係事業を営む、ロ及びハ以外の法人子会社(会社法第2条に定める「子会社」をいう。)において、「造船関係事業」を営む持株会社等を含む。	モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業を営む者で、倒産を防止するため、国が運転資金の交付を要請する者	船舶、船舶用機関又は船舶用品の製造又は修理業を営む事業者であって、「中小企業等経営強化法」(平成11年3月31日法律第18号)に基づく承認を受けた経営革新計画又は認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画若しくは認定を受けた経営力向上計画に従って事業を実施している者

お問い合わせ

日本財団 海洋事業部 海洋船舶チーム

電話 03(6229)5142(ダイヤルイン)

FAX 03(6229)5150

URL [https://www.nippon-foundation.or.jp/
grant_application/shipbuilding_loan](https://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/shipbuilding_loan)

〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル

2025年4月1日発行 1700S